

11月25日以降、市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館については、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に基づき実施します。



ターゲット 3.3

令和3年11月22日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：桜井 忠弘

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

本市で策定した「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針（令和2年2月20日策定）」については、令和3年11月19日付けで廃止し、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に移行します。

なお、市主催等イベントについては、11月25日（木）以降に開催されるものから本対策の適用を開始します。

〔廃止理由〕

- ・市の指針については、昨年2月に本市第1例目（県内においても第1例目）となる陽性者が確認され、当時、イベントの開催等についての指針がなかったため、本市において策定した。
- ・その後、県において同様の指針が策定され、本市で策定した指針についても、県の指針に準拠し改正してきた。
- ・11月19日に開催された「第102回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、行動制限の緩和等、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定に合わせ、県対策の一部が改定されたことから、市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館については、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に基づき実施することとしたものである。

対策の内容につきましては、以下資料を御覧ください。

【資料】第102回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/482125.pdf>

